

生活安全事犯に利用される預金口座等対策の推進について（通達）

令和8年2月20日

警察庁丁生経発第39号、丁人少発第164号、丁保発第18号

警察庁生活安全局生活経済対策管理官、生活安全局人身安全・少年課長、生活安全局保安課長から警視庁生活安全部長及び各道府県警察（方面）本部長宛て

（概要）

生活安全事犯に利用される預金口座等に対しては、口座凍結のための金融機関への情報提供を推進しているところ、犯罪収益獲得のために利用されている預金口座等を凍結することは、犯罪収益を剥奪し、犯罪被害の回復及び拡大防止に有効な対策であることから、引き続き、生活安全事犯に利用される預金口座対策を適切に推進するよう指示するもの。

指示内容は、

- 生活安全事犯に利用された預金口座等の凍結検討依頼
 - ・ 詐欺その他の人の財産を害する罪の場合
 - ・ 詐欺その他の人の財産を害する罪以外の罪の場合
- 凍結検討依頼に関する配意事項
 - ・ 凍結検討依頼を行う場合の対応等
 - ・ 凍結検討依頼後の措置等
- 留意事項

等である。